

令和6年度 第4回鴨川市水道事業運営委員会 会議録

日 時： 令和7年1月7日（火） 16時00分から

場 所： 鴨川市水道課1階会議室

出席者： 中村 康仁、鈴木 一男、相原 一彦、渥美 俊行、和泉 良史

欠席者： 梶 恵子、田仲 重郎

事務局： 市長：長谷川 孝夫

水道課長：佐藤 信二、課長補佐：鈴木 武志、

工務係長：山田 英則、浄水係長：吉村 洋介、業務係長：乾 陽介

傍聴者： 1名

1 開会

（進行：事務局 鈴木補佐）

皆さん、こんにちは。ご案内の時間となりましたので、ただいまから、令和6年度第4回鴨川市水道事業運営委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、また、お暑い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます、水道課の鈴木です。よろしく願いいたします。

最初に、配布資料の確認をさせていただきます。

まずは、事前に配布させていただきました、「会議次第」、「委員名簿」、「附属機関設置条例」、「議案2 令和6年度鴨川市水道事業会計補正予算（第2号）」、「議案2 説明資料 令和6年度鴨川市水道事業会計補正予算（第2号）」、「議案3 令和7年度鴨川市水道事業会計予算」、「議案3 説明資料 令和7年度鴨川市水道事業会計予算」、本日お配りいたしました、「議案1 鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案1 説明資料 鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」、「令和7年度水道事業会計予算（案）説明資料」、「報告1-1 九十九里地域水道企業団・南房総広域水道企業団と県営水道との統合について」、「報告1-2 安房地域水道事業統合・広域化基本計画（案）の概要」こちらは①と②の2枚となっております。以上でございます。資料の配布もれ等ございませんでしょうか。

続きまして、本日の会議の取扱いについてご説明をさせていただきます。

本日の会議は、鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領等により、会議を公開することといたします。また、会議録を作成し、公開するため、録音させていただきます。

本日、梶恵子委員さん、田仲重郎委員さんより、欠席の届出がございました。本日の出席委員は5名でございます。鴨川市附属機関設置条例第5条第2項の規定により、過半数を超えておりますので、本委員会は成立いたしますことを報告させていただきます。

2 市長あいさつ

(進行：事務局 鈴木補佐)

開会にあたりまして、長谷川市長からあいさつを申し上げます。

(長谷川市長)

今年になって、明けてから既に6日余り経ったわけでございますが、初めてお目にかかる方もいらっしゃるでしょう、改めまして明けましておめでとうございます。本日もよろしく願いいたします。

本日はご案内のように、6年度の第4回目となります、本市の水道事業運営委員会を開催させていただきました。皆様方におかれましては大変お忙しい中、こうしてお集まりいただいたことに改めて感謝を申し上げる次第でございます。また本年も引き続き水道事業の推進につきまして、格別なるご理解とお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

さて、ご案内のように先般の会議の中でもお話しさせていただきましたが、九十九里そして南房総地域の水道事業体と、県営水道の統合があるわけでございます。そしてさらには、この安房地域における水道事業の広域化についても統合ということで話が進められているところでございまして、これらいずれも令和8年度の統合を目指して鋭意取り組んでいるところでございます。

そうした中で、まず九十九里地域と、それから南房総地域の水道用水供給事業体と県の統合でございますが、この現在の状況でございますが、昨年11月12日に第10回目となります統合協議会が行われまして、事務事業の調整方針が

決まりまして、県から統合基本計画の案、それから統合基本協定の素案の提案があり統合につきましては最終的な段階に入ったところでございます。

また、この安房地域における水道事業の統合につきましても昨年の11月19日に開催されました令和6年度の第2回の安房地域水道事業統合協議会におきまして、安房地域の統合を広域化の基本計画の案が承認されまして、同じく統合の最終の段階に入ったところでございます。

県も含めてそして安房の広域も含めて最終段階に入ったということで、令和8年度の統合を目指して今鋭意取り組んでいるところでございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。そしてこの統合につきましても現状についてでございますが、今簡単にお話しさせていただきましたけれども、先般の議会の中でもお話をさせていただきました。それにつきまして皆様方にもご報告をさせていただきたいと、このように思っておりますので後ほど事務局の方から説明がありますので十分にお聞きいただき、そしてまた疑問点等がありましたらご説明をまた私どもの方でさせていただきたいと思っておりますのでよろしくどうぞお願ひ申し上げたいと思います。

当然のことながら、令和8年度までの統合までの間これが何よりも大事でございます。本市の水道事業の運営にあたりましては、引き続き健全なる経営と、やはり何といたっても財務基盤強化に向けましたその取組を進めることが大事であろうと、このように思っています。特に老朽化した水道施設の更新につきましては、有利な財源を活用しながら着実な整備に努めてまいりますので、委員の皆様方におかれましては引き続きのお力添えを賜りますようお願いを申し上げます次第でございます。

本日の議案でございますが、ご案内のとおりでございます。鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、いわゆる条例の改正する部分がございますのでそれについての議案でございます。それから令和6年度の水道事業会計の補正予算第2号につきまして説明をさせていただきます。3点目となりますが7年度の水道事業会計の予算、この3件につきまして議案としてお願ひしたいとこのように思っておりますのでお願ひいたします。

これらにつきましては、令和7年度第1回の市議会、この2月に開催されるところでございますが、ここで審議をいただく予定としておりますけれども、

これに先立ちましてこの運営委員会の皆様方にご説明させていただきご承認を賜りたいと、このように存じております。議事の詳細につきましては、この後事務局の方から説明をさせていただきますので、よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

また、後ほどまた説明をさせていただきますが、委員の皆様方の任期がこの3月末までとなっているところでございまして、これまで委員の皆様方には水道事業のあるべき姿などにつきまして慎重なる審議をいただいたところでございしますが、今後ともご意見をいただきたく、そして心からこれまでのご苦勞に対しまして感謝申し上げますとともに、今後ともさらなるご協力を賜りますようお願いを申し上げますさせていただきますと思います。なおこの委員の任期等につきましては後ほど事務局の方から説明させていただきますのでよろしくお願いしたいと思います。以上で挨拶とさせていただきますのでよろしくどうぞお願い申し上げます。ありがとうございます。

3 議事

(進行：事務局 鈴木補佐)

それでは会議に入りたいと存じます。鴨川市附属機関設置条例第5条第1項の規定により、会長が議長となることとなっております。

これより進行を、中村会長さんをお願いしたいと存じます。よろしくお願い致します。

(中村会長)

皆さん改めましてこんにちは。本日は大変お忙しい中出席していただきまして、本当にありがとうございます。心より御礼申し上げます。今後の議事進行については座ってさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは本日の会議録の確認をしていただく委員さんにつきましては、和泉良史委員さん、それから鈴木一男委員さんお2人を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは早速議事を進めさせていただきます。「議案1 鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」、事務局より説明をお願い致します。

(佐藤課長)

それでは、「議案 1 鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

説明は、議案 1 説明資料でさせていただきます。

まず、1 の提案理由でございますが、令和 6 年 3 月 29 日に公布された、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令により水道法施行令及び水道法施行規則の一部が改正され、それぞれ一部が令和 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、鴨川市水道事業給水条例の一部を改正することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求めるものでございまして、あらかじめ水道事業運営委員の皆様にご承認を賜りたいものでございます。

2 の内容でございますが、水道整備・管理行政に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督及び水道技術者の確保が困難となっていることから、資格要件の見直しに係る改正に伴う条文の整備を行うものでございます。改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

第 14 条の 3 は、布設工事監督者の資格要件についてですが、アとしまして、大学の学科の要件について、土木工学科のうち衛生工学又は水道工学に関する学科目を履修することとする要件を廃止し、土木工学科を履修することとするものでございます。

次にイとしまして、大学、短期大学、高等専門学校等の学科の要件について、土木工学科のほか、機械工学科及び電気工学科を追加するものでございます。

次に、ウとしまして、技術上の実務経験年数の要件について、水道に関する実務経験に、他分野における実務経験を加味した年数とし、その年数の 2 分の 1 は水道に関する実務経験とするもので、この場合、給水人口が 5 万人以下である水道事業に係る要件は、当該水道事業に関する実務経験のみを要することとするものでございます。

最後に、エとしまして、建設業法施行令の規定による土木施工管理に係る 1

級の技術検定に合格した者を加えるものでございます。

次に、第14条の4は、水道技術管理者の資格要件についてですが、アとしまして、大学の学科の要件について、土木工学科のうち衛生工学又は水道工学に関する学科目を履修することとする要件を廃止し、土木工学科を履修することとするものでございます。

次に、イとしまして、技術上の実務経験年数の要件について、給水人口が5万人以下である水道事業の場合は、原則の年数の2分の1以上の年数とするものでございます。

次に、ウとしまして、技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち、上下水道部門に合格した者を加えるものでございます。

最後に、エとしまして、建設業法施行令の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者を加えるものでございます。

1ページに戻りまして、3の施行期日は、令和7年4月1日と致したいものでございます。

議案1の説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

(中村会長)

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。ご質疑ございますでしょうか。ご質問が無いようですので、ただいまの件につきまして、承認ということで、ご異議ございませんか。

== 異議なしの声 ==

(中村会長)

ご異議なしと認め、「議案1 鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおりとすることに、決定いたしました。

次に、「議案2 令和6年度鴨川市水道事業会計補正予算(第2号)」につきまして、事務局より説明をお願い致します。

(佐藤課長)

それでは、議案の説明をさせていただきます。恐れ入りますが着座にてご説明をさせていただきます。

資料でございますが、縦に見まして、右上に 議案 2 と書かれた資料及び議案 2 説明資料を併せてお手元にご用意いただきたいと思います。

今回の補正でございますが、令和 6 年度、資本的収支予算におきまして、変更を加える必要が生じたことから、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により議決を求めるものでございまして、あらかじめ水道事業運営委員の皆様にご承認を頂きたいものでございます。

それでは、内容をご説明いたします。「議案 2 令和 6 年度鴨川市水道事業会計補正予算 (第 2 号)」をご覧ください。

第 2 条といたしまして、事業費の増額により、既存の債務負担の限度額を補正するものでございます。

事項にありますとおり、この「基幹水利施設ストックマネジメント事業」でございますが、端的に申しますと、保台ダムの更新事業に係る負担金として協定をしており、設置者である千葉県が主体となり実施する事業でございます。事業費の負担割合としては千葉県が 71%、鴨川市が 29%と定められておりますことから、掛かる事業費に事務費を含めた金額をお願いするものでございます。

期間は令和 5 年度から令和 7 年度でございまして、事業実施は令和 6 年度及び令和 7 年度となるものでございます。令和 5 年度鴨川市水道事業会計補正予算 (第 1 号) で、債務負担額の限度額は 1 億 6,665 万 7,000 円となっております。

説明欄をご覧ください。現在、千葉県にて実施されております、保台ダム県営排水改良事業 (基幹水利施設ストックマネジメント事業) に係る鴨川市の負担分を設定しようとするものでございます。

この事業の目的でございますが、保台ダムは、平成 8 年に県営かんがい排水事業東条地区において建設された、農業用水と上水道用水兼用の多目的ダムでございます。今回の事業対象であります水管理システムは、設置から 25 年余りが経過しており、機器の耐用年数超過、また社会的老朽化として、既に生産中止となった部品も多く、毎年の点検・修繕費も嵩んでいる状況でございます。

このようなことから、安定的なダム運用に支障をきたす恐れがありますことから、千葉県が過年度に策定をいたしました機能保全計画に基づき本事業により機能保全対策を実施しているものでございます。なお、この負担金につきましては、更新事業に係る工事を行うものでございます。

今般の補正は、物価上昇に伴う事業費の増加に伴うものであり、債務負担額についてですが、令和3年度から令和7年度までの全体事業費7億670万円のうち、鴨川市水道事業が負担する29%分、1億9,500万円から、既に支出済となっている令和3年度分415万7,000円及び令和4年度分82万6,000円を差し引いた1億9,001万7,000円が限度額となるものでございます。

この限度額から、先ほどご説明いたしました、令和5年度鴨川市水道事業会計補正予算（第1号）にて限度額を設定いたしました1億6,665万7,000円を差し引き、その差額である2,336万円を追加の債務負担行為として計上させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

（中村会長）

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。ご質疑ございますでしょうか。ご質問が無いようですので、ただいまの件につきまして、承認ということで、ご異議ございませんか。

== 異議なしの声 ==

（中村会長）

ご異議なしと認め、「議案2 令和6年度鴨川市水道事業会計補正予算（第2号）」については、原案のとおりとすることに、決定いたしました。

次に、「議案3 令和7年度鴨川市水道事業会計予算」につきまして、事務局より説明をお願い致します。

（佐藤課長）

それでは、「議案3 令和7年度鴨川市水道事業会計予算」につきまして、ご説明申し上げます。着座にて、説明させていただきます。

それでは、「議案第3 説明資料 令和7年度鴨川市水道事業会計予算」をご覧くださいと存じます。

1の提案の理由は、令和7年度鴨川市水道事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により議決を求めるものでございまして、あらかじめ水道事業運営委員の皆様にご承認を頂きたいものでございます。

この議案3 説明資料につきましては、前年度との比較及び増減率を記載しておりますので、後ほどご確認を頂ければと存じます。

予算の概要につきましては、本日お配りしました、「令和7年度水道事業会計予算（案）説明資料」にてご説明をさせていただきます。なお、議案である当初予算及び議案説明資料につきましては、数字による説明となりますため、別に調製いたしました説明資料にてご説明申し上げさせていただきますこと、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

それでは1ページをご覧ください。

まず、水道事業の経営方針といたしまして、本市水道事業の財政状況は、人口減少等により、収入の柱であります水道料金収入が減少傾向となっております。今後の水道料金の伸びを見込むことが困難な状況の中、千葉県市町村水道総合対策事業補助金や一般会計からの繰入などの財源を有効に活用し、施設の維持管理や修繕・優先度を考慮した改良費用に対応しながら、経営基盤の安定に力を入れてきたところでございます。

鴨川市の主要な施策では「活力ある産業のまちづくり」といたしまして、安房地域の水道事業の統合に係る協議会を設置し、令和8年度の水道事業の統合に向け、安房郡市広域市町村圏事務組合における共同処理事務として、広域化基本計画や施設整備計画の策定などを推進していくこととしておりまして、また、統合までの間の健全経営と、財政基盤の強化に向けた取組を進めるとともに、老朽化した水道施設の更新については、有利な財源を活用しながら、着実な整備に努めていくこととしております。

この方針を基本として、令和7年度の予算編成にあたっては、変化する水需要に柔軟に対応できる持続可能なライフラインの整備を念頭に、安全・良質な

水の安定供給のための投資の最適化やサービスの向上を目指しながら、併せて財政基盤の強化に努めるなど、効率的な推進を図るための編成とさせていただきます。

次に、令和7年度の予算編成にあたっての基本的な考え方でございますが、水道事業の役割は、市民生活や健康を支える重要な社会基盤であることから、常に安心・安全な水を安定的に供給することが求められております。一方、今後におきましても老朽化した施設の積み残された更新需要を減らしていく努力をしていかなければなりません。

また、施設更新のため、過去に借入を行いました企業債の償還におきましては、令和4年度が償還のピークであったことから、今後の事業の増減にもよりますが、統合事業が開始されるまでは、減少する見込みではございます。このような状況ではございますが、「鴨川市水道ビジョン・経営戦略（2018年度から2027年度）」、また、一般会計の「令和7年度（2025年度）当初予算編成方針」による中期的な展望に基づいて、緊急性や優先度に配慮しながら、計画的な維持管理等の実施を目指すとともに、施設の耐震化や有収率の向上を目的とした配水管の更新等、優先すべき事業について長期的な視点で補助対象事業の活用など、施設更新財源の確保と併せて、更新事業実施に伴う減価償却費用の増大に見合う収益の確保に努めながら整備を進めて行かなければならないところであります。

先ほどもお話いたしましたように、安房地域の末端給水事業統合協議会におきまして、統合に向けた協議を鋭意実施しておりますが、その協議の動向を見定めながら、鴨川市域において必要となる整備や業務の見直しも必要となってまいります。この様に、鴨川市が抱える様々な課題に適切に対応していくための事業予算を編成していく必要が生じておりますが、水を作り、お客様へ届けるための活動に要する損益勘定では、収入の柱である料金収入が年々減少していく中、物価の上昇による費用の増加に加え、鴨川市一般会計の財政は非常に厳しい状況でありますことから、今後、高料金対策事業補助金に頼る事業運営は難しくなってくるものと考えており、自然流下系の配水システムを最大限活用するなどの最適な水運用による支出の削減等を模索するとともに、料金体系の見直しが必要な時期と思慮するところでございます。

引続き、水道事業運営委員会委員の皆様方のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

それでは、令和7年度における、水道事業の主な取組をご説明いたします。

先ず（１）といたしまして、経営基盤の強化や人材の育成でございますが、現在、統合協議の中で、各係の担当者で組織している専門部会におきまして、統合までの間にすり合わせを行っていくあらゆる事項を協議・検討しておりますが、その中で、安房地域の水道事業体職員との率直な意見交換等が行われており、職員一人一人が現在行っている事務事業を見直す良い機会となっております。また、日本水道協会を始めとした、各種研修がございますが、職員の積極的な参加を促し、資質の向上を図ってまいります。

次に（２）では、水道ビジョン・経営戦略など中期的な展望を見直しながら、水道施設の計画的な更新を実施いたします。

次に（３）では、安房地域末端給水事業体の統合・広域化に向け、統合基本計画の策定に向けた取組を着実に実施してまいります。

次に（４）では、危機管理体制の充実として、緊急資材の備蓄や、他事業体との連携を強化してまいります。

次に（５）では、安定した事業経営が可能となる料金水準等、料金体系の見直しを模索してまいります。

（６）では、持続できるサービスを提供するため、適切な施設の維持管理体制を構築してまいります。

（７）では、鴨川市では漏水が多く、無駄な費用やエネルギー消費をしていることから、新たに構築したマッピングシステムと、料金システム等の連動による、配水分析や漏水分析を実施し、有収率の向上を目指します。

（８）では、統合に向けた取り組みとして、有形固定資産の整理及び資本金の見直しが必要となっておりますことから、施設台帳整備により、資産管理台帳整理及びバランスシートの内容を精査してまいります。

（９）では、各係が実施している業務内容をマニュアル化して、サービスの向上に努めてまいります。

以上9項目を令和7年度の取組としてあげさせていただき、お客様が安心してご利用していただける水道事業を目指してまいります。

前置きが長くなりまして申し訳ございません。ここからが予算の内容となります。

3ページをご覧ください。中段にございます3の予算規模でございますが、先ず、収益的収入及び支出からご説明いたします。税込みの数値となっております。

収入では、前年度と比較して82万1,000円の減となる、15億1,252万4,000円を予定しているところでございます。この収入減の主な理由でございますが、前年度と比較して営業収益の受託工事収益の減、及び長期前受金戻入などの営業外収益の減によるものでございます。

次の支出では、前年度と比較して321万8,000円の増となる、15億521万1,000円を予定させていただきました。この支出増加の理由でございますが、前年度と比較して営業費用の総係費におきまして、令和8年度安房地域水道事業統合に伴う水道料金調停システム改修費及び会計システムデータ抽出・データ移行業務などの委託料の増加が主な要因でございます。

次に資本的収入及び支出のご説明をいたします。収入では、前年度と比較して1億6,983万6,000円減の3億1,229万3,000円と予定させていただきました。これは、建設改良工事に係る企業債借入額でございます。

次の支出では、1億7,098万5,000円減の、7億1,322万3,000円を予定させていただきました。事業内容につきましては、この資料の5ページと6ページに記載をさせていただきました事業を予定するもので、令和7年度におきましては、配水設備費の水道管の更新事業を減とさせていただいております。

3ページにお戻りいただいて、続いて、下段の表、4.借入金等の状況でございますが、企業債残高の状況は、令和6年度末残高見込みは22億8,494万2,000円でございます。令和7年度借入額を加え、また令和7年度の償還額を差し引いた、令和7年度末残高見込みは23億3,616万円となる見込みでございます。

4ページをご覧ください。令和7年度の予算をグラフ化したものでございます。上段のグラフが収益的収支のグラフでございます。下段のグラフが資本的収支のグラフでございます。

このグラフの上半分が収入でございます。下半分が支出でございます。また、収益的収支のグラフでは損益計算ができるよう、税抜きにて作成をしてお

ります。

収入総額は13億9,521万円でございます。右の表をご覧ください。給水収益につきましては、水道料金収入でございます。次の他会計補助金は、高料金対策としての一般会計補助金でございます。次の県補助金は、一般会計が水道事業会計に繰り出すことが条件となります千葉県市町村水道総合対策事業補助金でございます。次の長期前受金戻入は、補助金等により取得した固定資産の減価償却額を収益化するもので実際の現金の移動はございませんが、収益として計上するものでございます。次のその他は、受託工事収益や受取利息等でございます。

グラフにお戻りいただきまして、下半分は支出に係るものでございまして、支出総額は14億90万9,000円でございます。右の表の職員給与費からとなりますが、企業職員の給料等と、会計年度任用職員報酬等でございます。次の経費は、修繕費、動力費、薬品費、また委託料等の水を作り売るための経費でございます。次の受水費は、南房総広域水道企業団からの受水費でございます。次の減価償却費は、過去に建設された施設が、その年度1年間でどれだけ水道料金を得るために役立ったかを表すものでございます。次の支払利息は、企業債利息でございます。収入総額から支出総額を差引きいたしますと、569万9,000円の純損失となる見込みでございます。

次に資本的収支でございますが、収入として3億1,229万3,000円を予定しております。右の表をご覧ください。先ず、収入の部となります企業債でございますが、施設の更新工事等、建設改良事業の財源となる借入金でございます。次の出資金及び次の負担金でございますが、令和7年度はございません。

次に支出として7億1,322万3,000円を予定しております。右の表、建設改良事業費は、施設の建設改良に要する経費でございます。次の企業債償還金は、これまでの借入れ企業債の元金を支払う額でございます。次の予備費は、緊急的な資本的支出に対応するための予備費でございます。

収入から支出を差引き、資本的収入額が資本的支出額に不足する4億93万円は、過年度分損益勘定留保資金等の内部留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をさせていただくものでございます。

恐れ入ります、議案3の予算書の1ページと、議案3説明資料の5のページ

をご覧ください。カラーの収入支出予算書（案）と書かれたものでございます。先ず、予算書、第2条 業務の予定量でございますが、議案説明資料では、右下に記載してございますので併せてご覧ください。

給水戸数を1万8,700戸、年間総給水量は、千の位で切り捨てを行いまして534万5,000立方メートル、一日平均給水量を1万4,644立方メートルと、昨年度と比較して、給水戸数は同数を、年間総給水量と一日平均給水量は、人口減少の要因はあるものの本年度の業務営業用の使用水量が復調していることを鑑みまして昨年度同様と見込ませていただきました。

議案説明資料の次のページをご覧ください。資本的支出の建設改良事業費について記載しております。なお、この資料では施設更新等に係る建設改良事業費のみの記載しており、資本的支出に係る職員給与費や営業設備費（量水器購入費）は記載しておりませんことをお含みいただきたいと思います。

内容でございますが、原水設備費では、令和5年9月の市議会にて債務負担行為のご可決を頂いております負担金、これは保台ダム更新に係る県への負担金と、工事請負費として、原水設備に係る老朽化施設更新事業を行うものでございます。

浄水設備費では、工事請負費として、各浄水場の電気・計装設備、機械設備の老朽化対策を予定しているところでございます。

配水設備費では、委託料として、水道事業統合に向けた施設統廃合のため、大山配水地測量・地質調査・基本設計・実施計画業務及び配水管布設替工事に伴います設計業務委託を、次に、工事請負費といたしまして、配水管布設替工事を行おうとするものでございます。

その他、道路改良等に伴う配水管布設替工事及び水道管布設に伴う舗装本復旧工事、また、市内の加圧ポンプ所等の更新工事を行おうとするものでございます。

恐れ入ります。議案3予算書をご覧ください。内容につきましては、これまで説明させていただいたものと重複いたしますので省かせていただきますが、1ページから3ページが予算書としての提出議案でございます。4ページ以降は、実施計画書等 予算に関する説明書でございますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(中村会長)

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。ご質疑ございますでしょうか。ご質問が無いようですので、ただいまの件につきまして、承認ということで、ご異議ございませんか。

== 異議なしの声 ==

(中村会長)

ご異議なしと認め、「議案3 令和7年度鴨川市水道事業会計予算」は、原案のとおりとすることに、決定いたしました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして、議長の職を解かさせていただきます。議事進行につきましてご協力をいただきましてありがとうございました。

4 その他

(進行：事務局 鈴木補佐)

中村会長ありがとうございました。それでは、次第の4「その他」の1といたしまして、事務局の方から、「九十九里地域水道企業団・南房総広域水道企業団と県営水道との統合について」、「安房地域水道事業統合・広域化基本計画（案）の概要」について、報告させていただきます。

(佐藤課長)

それでは、報告1 水道事業統合について、ご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

資料でございますが、報告1-1及び報告1-2により、ご説明させていただきます。

まず、資料の報告1-1をご覧くださいと存じます。「九十九里地域と南

房総地域の用水供給事業者と県営水道の統合」につきまして、ご報告させていただくものでございます。

令和4年4月の統合協議会の設置後、これまで10回の会議が開催され、昨年11月の協議会で、これまで合意されてきた事項をまとめた本統合計画案が提示されました。その概要をご説明いたします。

「1. 両企業団の現状と課題」として、「給水人口の減少に伴う有収水量の減少」、「施設・設備の更新を担う技術職員の不足」などが挙げられています。中でも、問題となるのは、現在、50歳以上の技術職員が全体の約35%を占めており、これらの高齢職員が退職するまでに、技術職員を確保し、育成していくことが不可欠な状況でございます。

資料の右側上段となりますが、まず、「2. 統合基本計画（案）における取組・措置」では、統合に伴い活用可能な国交付金を約42億円活用するほか、統合後10年間限定で、県一般会計からの繰出金、年間約20億円、九十九里と南房総地域の21市町村からの負担金、年間約2.3億円、こちら鴨川市12,502千円、南房総地域全体で1.4億円、安房地域全体で89,208千円の財政措置を講じ、受水費の上昇抑制を図るものでございます。

なお、両地域の供給単価に差がある現状を踏まえ、統合後10年間は九十九里・南房総地域それぞれでの地域別料金制度を導入し、11年目に料金統一を行う予定でございます。

「3. 統合の効果：将来にわたる安定給水の確保」ですが、特に「用水供給料金（受水費）の上昇抑制・健全経営維持」では、資料でお示ししてございますのは、財政シミュレーションにより安房地域における統合した場合としない場合の用水供給料金（受水費）の比較表となります。

統合した場合の効果として、単年で1億6,200万円の減額となり、統合から5年間の合計では約8.1億円、次の5年間では合計約8.8億円の受水費の上昇抑制効果が見込まれるところでございます。

最後に「4. 今後の予定」でございますが、本年度につきましては、12月開催予定の統合協議会で統合基本計画を決定し、1月には関係者間で統合基本協定の締結を予定しております。その後、来年度になりますが、6月に企業団の解散・財産処分について各市町村議会にお諮りし、9月に水道用水供給事業の新

設について県議会に諮ります。これらを経た後、令和8年3月末日に両企業団を解散し、4月から県企業局において水道用水供給事業が開始されます。

資料の説明は以上となりますが、この統合は、給水人口の減少が見込まれる中で、県が水道用水供給事業を担い、安定給水の維持に責任を持つものであり、統合基本計画では、水道施設の老朽化や耐震化対策に取り組みつつ、水道用水供給料金の上昇幅の抑制を図る内容となっており、大きな意義があるものと考えられます。

次に、資料の報告1-2をご覧ください。存じます。「安房地域水道事業統合」につきまして、ご報告させていただくものでございます。

安房地域水道事業統合協議会では、事務局である「安房郡市広域市町村圏事務組合」から、令和6年11月19日に開催した「第2回安房地域水道事業統合協議会」において、「安房地域水道事業統合・広域化基本計画(案)」が承認され、計画案が提示されました。その概要をご説明いたします。

まず、報告1-2の概要①の「1. 計画策定の基本方針」をご覧ください。

統合の時期は令和8年4月で、計画期間は令和8年度から27年度までの20年間です。新しい組織の形態ですが、安房郡市広域市町村圏事務組合に水道部を設置します。統合の効果としては、安房地域全体で水道用水供給事業からの受水を有効活用するほか、国の交付金を活用しながら施設を更新すると共に、統廃合を実施し受水費の抑制を図りながら、課題である人口減少に伴う料金収入の減少や施設の耐震化などに対応できる「経営基盤の安定化」を図ろうとするものでございます。水道料金については、統合5年後の令和13年度の料金統一に向け、料金体系別に経過措置期間を設けて段階的に料金改定を行います。

続きまして、「2. 水道事業の課題」について、給水人口が、直近10年で約1割が減少しています。今後も減少するとの予測です。

次に、令和6年7月時点での正規職員の年齢構成は、安房地域は50歳前後のベテラン職員が多く、今後の職員補充や若手職員への技術の継承が課題となっていますが、管理体制の見直しなどによる「経営基盤の安定化」を図りながら、水道料金の上昇を抑制することが、安房地域の水道事業の統合・広域化の意義になります。

続きまして、「3. 水道料金の上昇抑制」については、一定の条件に基づき、財

政シミュレーションを行い、統合した場合と統合しない場合とを比較しました。その結果については、水道料金を段階的に改定することで、統合後 20 年間で 125 億 9,000 万円の抑制効果があるとの試算結果です。

次に、水道料金については、現在、各水道事業体で異なっている料金体系を、令和 8 年度の統合後、段階的に改定し、令和 13 年度に料金を統一します。また、統合しない場合との料金上昇幅の比較では、統合する場合の方が、料金上昇幅が抑制されるところでございます。

次に、報告 1-2 の 2 ページ目、概要②「4. 国交付金を活用した施設整備」の「主要な整備事業」の表をご覧ください。合計で概算事業費 254 億 4,000 万円に対し、75 億 7,000 万円の「国の社会資本整備総合交付金」を活用して施設を整備します。

次に、「5. 管理体制の強化」ですが、職員数は、統合時は令和 5 年 4 月時点の 70 名体制とし、広域化により人材を確保しつつ機動的な人員配置を行い、課題である技術継承や災害対応力の強化を図ります。また、統合・広域化後も「住民に対する行政サービス」を維持するため、現在、料金納付などが行える「事務所」については、引き続き各水道事業体にその機能を残します。

最後に、今後のスケジュールですが、今年度は今回の報告後、本年 1 月にパブリックコメントを、こちらは昨日から来月 5 日まで行われますが、3 月に「基本計画の策定」及び「基本協定の締結」を予定しています。ここまで、安房地域水道事業統合についての報告とさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、報告 1 の説明といたしますが、今後とも県や関係機関と連携をとりながら市民の生活を支える安心で安全な水を安定的に供給できるよう努めて参りたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

(進行：事務局 鈴木補佐)

報告のほうが終わりました。質問等はございますでしょうか。

(相原委員)

統合した方が、鴨川市としてはお金はかからないのか。

(佐藤課長)

統合した方が、水道料金が上がるというところは避けられないところですが、その上がり幅を抑制するというところが議論になるのですが、統合することにより料金が安くなるのかというところにはなるのですが、そこはなかなかそうはならず、その理由としましては、既存の施設、配水管とかすべてを含めて常に新しく更新をしていかなければならないその資金も必要ですし、そこを見せますと物価上昇といろいろな要因があるのですけれども、どうしても上がってしまうというところがございまして、少しでも抑えると、統合しないともっとそれが跳ね上がってしまうというところがございしますのでそういった意味でメリットはあるというところではあります。

(相原委員)

統合した場合もこれを見るとずっとプラスで毎年上がっていくということですね。

(佐藤課長)

水道料金なんですけれども、一応国の方は3年から5年の間に料金の見直しを、というところもございまして今後はそのペースで見直しをしていくというところになりますのでどうしても右肩上がりにはなってしまうところがあるのかなと思います。やはり物価上昇等の要因もありますので、それ以外のところをどれだけ抑えていけるかの話になるかだと思います。

(相原委員)

こちらの計画期間が20年間となっていると思うんですけれども、その20年後というのはその数年前からまた違う計画を作るということですか。

(佐藤課長)

そうですね。今のところ、その先どうするかというのが正直大事なんですけれども、当然その数年前から次期計画を模索していくということで、当然計画

案を練っていくということの作業に入っていると思います。

(鈴木委員)

奥谷浄水場と東町浄水場の廃止となっているが、これは利根川の水をとということになるのか。

(佐藤課長)

はい、こちらは南房総広域水道企業団からの受水になると。

(進行：事務局 鈴木補佐)

他にご質問等ございますでしょうか。他にないようですので以上とさせていただきます。

以上をもちまして、令和6年度第4回鴨川市水道事業運営委員会を終了させていただきます。長時間にわたり誠にありがとうございました。

令和7年1月30日

会議録署名人 和泉 良史

会議録署名人 鈴木 一男